

不利益処分の処分基準

部 課 室 等 名	消防局 予防課 予防係	
不利益処分名	統括防災管理者を定めるべき旨の命令	
根 拠 法 令	消防法	
根 拠 条 項	第36条第1項において準用する第8条の2第5項	
連 絡 先	(電話 656 - 1193)	
処 分 基 準	<p>消防法第36条第1項において読み替えて準用する同法第8条の2第5項</p> <p>消防長又は消防署長は、第1項の防火対象物について統括防災管理者が定められていないと認める場合には、同項の権原を有する者に対し、同項の規定により統括防災管理者を定めるべきことを命ずることができる。</p> <p>「徳島市火災予防違反処理規程（平成15年12月26日施行）」第17条及び別表第1の基準による。</p> <p>【参考条文】 消防法第36条第1項において読み替えて準用する同法第8条の2第1項</p> <p>高層建築物（高さ31メートルを超える建築物をいう。第8条の3第1項において同じ。）その他政令で定める防火対象物で、その管理について権原が分かれているもの又は地下街（地下の工作物内に設けられた店舗、事務所その他これらに類する施設で、連続して地下道に面して設けられたものと当該地下道とを合わせたものをいう。以下同じ。）でその管理について権原が分かれているもののうち消防長若しくは消防署長が指定するものの管理について権原を有する者は、火災その他の災害の被害の軽減に関する知識を有する者で政令で定める資格を有する者のうちからこれらの防火対象物の全体について防災管理上必要な業務を統括する防災管理者（以下この条において「統括防災管理者」という。）を協議して定め、政令で定めるところにより、当該防火対象物の全体についての消防計画の作成、当該消防計画に基づく避難の訓練の実施、当該防火対象物の廊下、階段、避難口その他の避難上必要な施設の管理その他当該防火対象物の全体についての防災管理上必要な業務を行わせなければならない。</p>	
	参 考 事 項	
	設定等年月日	平成26年 8月 1日設定（平成 年 月 日最終変更）